

## Topics

### ◆ 平成28年度の年金額は据え置き

厚生労働省は平成28年1月29日、総務省による「平成27年平均の全国消費者物価指数」の公表(同日)を受けて、平成28年度の年金額改定について公表した。これによれば、平成28年度の年金額は、物価・賃金によるスライドは行わず、年金額は平成27年度から据え置かれることとなった(表1・2)。平成28年度の年金額の支払いは、通常、4月分が支払われる6月からとなる。

平成28年度の年金額改定に係る指標は、名目手取り賃金変動率がマイナス0.2%、物価変動率が0.8%、スライド調整率はマイナス0.7%であったが、年金額の改定は給付と負担の長期的な均衡を保つ観点から、賃金水準の変動がマイナス・物価水準の変動がプラスになった場合にはともにスライド無しとすることが法律上規定されており、マクロ経済スライドによる調整も適用されない。

なお、平成28年度の在職老齢年金の支給停止調整開始額等についても、平成27年度と同様となる。

### ■表1 平成28年度の新規裁定者(67歳以下の人)の年金額の例

\*平成28年度改定率=0.999

	平成27年度 (月額)	平成28年度 (月額)
国民年金 (満額の老齢基礎年金1人分)	65,008円	65,008円
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額)	221,507円	221,504円

※厚生年金は、夫が平均標準報酬額42.8万円で40年間就業、妻が専業主婦の条件で計算。

※平成27年10月に施行された被用者年金の一元化により、年金額の端数処理が従来の100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められたため、上記厚生年金の額に差が出ている。

### ■表2 平成28年度の年金価格一覧

#### ○国民年金

\*平成28年度改定率=0.999

	平成28年度価格	月額
老齢基礎年金	780,100円	65,008円
1級障害基礎年金	975,125円	81,260円
第1子・第2子の加算額	224,500円	18,708円
第3子以降の加算額	74,800円	6,233円
老齢福祉年金	399,700円	33,308円
扶養義務者の所得制限による停止後の支給額	313,300円	26,108円

#### ○配偶者に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	月額
子が1人のとき	780,100円	224,500円	1,004,600円	83,716円
子が2人のとき	780,100円	449,000円	1,229,100円	102,425円
子が3人のとき	780,100円	523,800円	1,303,900円	108,658円

#### ○子に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	1人の額	月額
子が1人のとき	780,100円	0円	780,100円	780,100円	65,008円
子が2人のとき	780,100円	224,500円	1,004,600円	502,300円	41,858円
子が3人のとき	780,100円	299,300円	1,079,400円	359,800円	29,993円

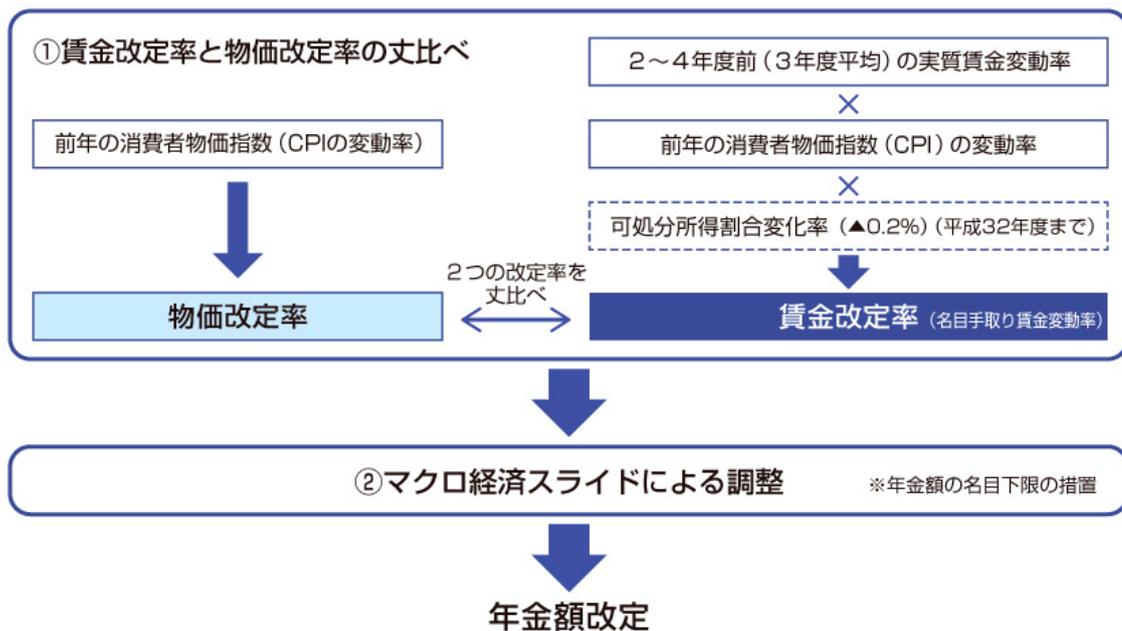
○厚生年金

	平成28年度価格	月額
3級障害厚生年金の最低保証	585,100円	48,758円
障害手当金の最低保障額	1,170,200円	—
配偶者加給年金額・特別加算		
（昭和9.4.2～昭和15.4.1生）	33,200円	2,766円
（昭和15.4.2～昭和16.4.1生）	66,200円	5,516円
（昭和16.4.2～昭和17.4.1生）	99,400円	8,283円
（昭和17.4.2～昭和18.4.1生）	132,500円	11,041円
（昭和18.4.2～生）	165,600円	13,800円
遺族年金の寡婦加算額		
子1人	149,600円	12,466円
子2人以上	261,800円	21,816円

■表3（参考） 物価変動に応じて引上げ（0.8%）となる諸手当

	平成27年度 （月額）	平成28年度 （月額） *（ ）内は前年比
児童扶養手当 （子1人、全部支給の場合）	42,000円	42,330円 （+330円）
特別児童扶養手当	1級：51,100円 2級：34,030円	1級：51,500円（+400円） 2級：34,300円（+270円）
特別障害者手当	26,620円	26,830円 （+210円）
障害児福祉手当	14,480円	14,600円 （+120円）
健康管理手当（原爆被災者対象）	34,030円	34,300円 （+270円）

図1（参考） 年金額の改定（スライド）ルールイメージ図



## ◆ 平成28年度の国民年金保険料と前納額が決定

厚生労働省は平成28年1月29日、平成28年度の国民年金保険料が16,260円になることを公表した(表4)。これに伴い、平成28年度の前納額も公表された(表5)。口座振替による前納(6カ月、1年、2年)の申込み期限は平成28年2月末で、4月末に口座より引き落とされる。

表4 平成28年度の国民年金保険料

	平成28年度 (月額)	平成29年度 (月額)
保険料額 * ( ) 内は前年比	16,260円 (+670円)	16,490円 (+230円)

表5 平成28年度の国民年金保険料の前納額

	* ( ) 内は毎月納付と比較した割引額	
	口座振替	現金納付
6カ月前納 (平成28年4月～9月分、 平成28年10月～29年3月分)	96,450円 (1,110円割引)	96,770円 (790円割引)
1年前納 (平成28年4月～29年3月分)	191,030円 (4,090円割引)	191,660円 (3,460円割引)
2年前納 (平成28年4月～30年3月分)	377,310円 (15,690円割引)	—

## ◆ 厚生年金特例法に基づき法律の施行状況を国会に報告

厚生労働省は平成28年1月26日、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(略して厚生年金特例法)第15条の規定に基づき、特例納付保険料の納付の状況等、法律の施行状況を国会に報告した。

今回は、(1) 地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行った事案と年金事務所で記録訂正が可能と判断した事案(平成27年4月1日～平成27年9月30日)、及び、(2) 総務大臣から厚生労働大臣に対し、年金記録の訂正のあっせんを行った事案と年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した事案(平成19年6月22日～平成27年3月31日)についての施行状況に関して報告が行われた。

### 【地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行った事案と年金事務所で記録訂正が可能と判断した事案】

年金記録を訂正する必要があると認められた厚生年金保険関係は、合計1,445件あった。うち、厚生年金保険関係の答申件数は117件、特例法第1条第1項に基づく答申件数等は350件、特例法第1条第2項に基づく訂正件数等は793件、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法の一部を改正法律附則第9条の規定により平成27年4月1日～27年6月30日までに包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した件数は216件であった。

#### ○特例法に基づく答申等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数

1,359件であった。

#### ○特例納付保険料の納付の状況等

特例納付保険料の総額は1億7,674万1,784円であった。うち年金事務所が納付を勧奨した件数は1,265件、事業主から納付の申出があった件数は972件、納付が行われた件数は688件であった。

#### ○事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等

特例納付保険料相当額を国が負担した事案は0件、総額0円であった。

**【年金記録確認第三者委員会における調査審議結果】**

厚生年金保険関係のあっせん件数等は合計105,928件であった。うち厚生年金保険関係のあっせん件数は15,472件で、それ以外の92,538件は特例法に基づくあっせん件数等であった。

**○特例法に基づくあっせん等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数**

92,538件であった。

**○特例納付保険料の納付の状況等**

特例納付保険料の総額は96億9,237万4,274円であった。うち年金事務所が納付を勧奨した件数は84,985件、事業主から納付の申出があった件数は73,984件、納付が行われた件数は65,770件、66億4,174万8,524円であった。なお、納付の申出がない事業主などを公表した件数が9,492件、公表後に納付を再勧奨した件数が6,536件あった。

**○事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等**

特例納付保険料相当額を国が負担した事案は5,487件、総額26億9,379万4,827円であった。

**◆ 平成27年11月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で57.7%**

厚生労働省は平成28年1月22日、平成27年11月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

**【平成25年度分（過年度2年目）の納付率】**

平成25年度末からプラス8.2ポイントの69.1%であった。これは平成25年4月～平成26年3月分の保険料のうち、平成27年度6月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成25年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値は達成された。

**【平成26年度分（過年度1年目）の納付率】**

平成26年度末からプラス2.8ポイントの65.9%であった。これは平成26年4月～平成27年3月分の保険料のうち、平成27年度6月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成26年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値を下回った。

**【平成27年4月～平成27年10月分（現年度分）の納付率】**

対前年同期比マイナス1.0%の57.7%であった。平成27年度末時点の目標は、前年度実績からプラス1.0ポイントであった。

なお、平成27年4月～11月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が66,774件（前年同期比10,007件増）、督促状送付が3,589件（前年同期比29,586件減）、財産差押が2,294件（前年同期比5,810件減）であった。